



【厚生年金基金】 制度分割・権利義務移転時の資産の分割 に関する規約について(2)

平成22年1月15日付発出の通知に伴う規約の対応等に関して、[1月22日のPENSION NEWS](#)において詳細を確認中である旨ご連絡いたしました。厚生労働省より回答がありましたのでご連絡いたします。

対象先

資産分割の方法	制度分割・権利義務移転に関する規約を既に規定されている基金	制度分割・権利義務移転に関する規約を規定されていない基金
責任準備金比 又は 給付債務比 ¹	次回規約変更時等すみやかに規約変更を行うこととなっております。 ²	従前同様、次回規約変更時等すみやかに規約変更を行うこととなっております。 ²
その他の分配方法	対応は不要となります。	

¹数理債務の額と最低責任準備金(継続基準)の合計額の比

²下記、規約変更日を参照ください。

手続き

- ・規約変更について、代議員会の議決を経て、変更の認可を申請することが必要(数理関係書類は不要)

現在、制度分割・権利義務移転時の資産分割に関する規約を申請中の場合は、手続き等を厚生局にご相談いただきますようお願いいたします。

規約変更日

- ・任意の日(次回規約変更時等すみやかに規約変更を行う。遅くとも、制度分割又は権利義務移転が発生するまでに規約変更を行っていることが必要。)

規約案

- ・資産分割の方法について責任準備金比を採用し、かつ、受給権者の債務を優先的に取り扱う場合の規約案は、別紙<規約例について>の規約案となります。

規約変更を行う弊社幹事先の基金様におかれましては、弊社営業担当者までご連絡ください。

以上

< 規約例について >

平成 22 年度予算代議員会の議決事項及び報告・承認等の事項について 2/2

< 規約の変更 > より抜粋

下記規約例は責任準備金比で資産を按分する場合の例を記載しております。

下線部について、「最低責任準備金」を「最低責任準備金(継続基準)」と改めております。

なお、確定給付企業年金への権利義務移転の場合の資産の額は「資産から最低責任準備金を控除した額」であり、今回の通知に伴う取扱いの変更はございません。

(基金分割時又は権利義務移転時の資産分割)

受給権者の債務を優先的に取り扱う場合

第 条 基金が、次の各号に掲げる分割又は権利義務移転（以下この条において「権利義務移転等」という。）のいずれかを行う場合にあっては、基金はその資産（法第 13 条の 2 に規定する年金給付等積立金をいう。以下同じ。）のうち、当該権利義務移転等を行う者に係る資産を移換するものとする。

- 一 基金分割
- 二 他の厚生年金基金への権利義務移転（法第 144 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める場合を除く。）
- 三 確定給付企業年金への権利義務移転（確定給付企業年金法第 110 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める場合を除く。）

2 前項の当該権利義務移転等を行う者に係る資産の額（確定給付企業年金への権利義務移転の場合は、資産から最低責任準備金を控除した額。以下この条において同じ。）は、移換額算定基礎額（数理債務と、最低責任準備金(継続基準)（確定給付企業年金への権利義務移転等の場合は零とする。以下この条において同じ。）の合計額から、特別掛金収入現価及び特例掛金収入現価（次回財政再計算までに発生する積立不足を償却するための特例掛金の予想額の現価をいう。）の合計額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。）に基づき、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 権利義務移転等の日の前日における資産の額が、当該権利義務移転等が属する事業年度の前事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）における基金の移換額算定基礎額を上回る場合

権利義務移転等の日の前日における資産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

ア 基準日における当該権利義務移転等に係る加入員（加入員である年金受給者を除く。以下この条において同じ。）、年金受給者及び受給待期脱退者の移換額算定基礎額(当該移換額算定基礎額の算定に用いる最低責任準備金(継続基準))は、基金の最低責任準備金(継続基準)に、当該権利義務移転等に係る加入員、年金受給者及び受給待期脱退者の過去期間代行給付現価を基金の過去期間代行給付現価で除して得た率を乗じて得た額とする。）

イ 基準日における基金の移換額算定基礎額

二 権利義務移転等の日の前日における資産の額が、基準日における基金の移換額算定基礎額以下の場合

次のア及びイに掲げる者の区分に応じて、当該ア及びイに定める額の合計額

ア 基準日における年金受給者及び受給待期脱退者

基準日における当該権利義務移転等に係る年金受給者及び受給待期脱退者の移換額算定基礎額(当該移換額算定基礎額の算定に用いる最低責任準備金(継続基準))は、基金の最低責任準備金(継続基準)に、当該権利義務移転等に係る年金受給者及び受

給待期脱退者の過去期間代行給付現価を基金の過去期間代行給付現価で除して得た率を乗じて得た額とする。以下この条において同じ。)。ただし、基準日における基金の年金受給者及び受給待期脱退者の移換額算定基礎額（当該移換額算定基礎額の算定に用いる最低責任準備金(継続基準)は、基金の最低責任準備金(継続基準)に、基金の年金受給者及び受給待期脱退者の過去期間代行給付現価を基金の過去期間代行給付現価で除して得た率を乗じて得た額とする。以下この条において同じ。))が、権利義務移転等の日の前日における資産の額を上回る場合は、当該資産の額に、次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(ア) 基準日における当該権利義務移転等に係る年金受給者及び受給待期脱退者の移換額算定基礎額

(イ) 基準日における基金の年金受給者及び受給待期脱退者の移換額算定基礎額

イ 基準日における加入員

権利義務移転等の日の前日における資産の額が、基準日における基金の年金受給者及び受給待期脱退者の移換額算定基礎額を上回る額に、次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(ア) 基準日における当該権利義務移転等に係る加入員の移換額算定基礎額（当該移換額算定基礎額の算定に用いる最低責任準備金(継続基準)は、基金の最低責任準備金(継続基準)に、当該権利義務移転等に係る加入員の過去期間代行給付現価を基金の過去期間代行給付現価で除して得た率を乗じて得た額とする。)

(イ) 基準日における基金の加入員の移換額算定基礎額（当該移換額算定基礎額の算定に用いる最低責任準備金(継続基準)は、基金の最低責任準備金(継続基準)に、基金の加入員の過去期間代行給付現価を基金の過去期間代行給付現価で除して得た率を乗じて得た額とする。)